

## 群馬県主要農作物種子検査実施要領

### (趣旨)

第1 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆（以下「主要農作物」という。）の種子生産において、種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第61条第1項に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月1日農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という。）の遵守状況の確認（以下「検査」という。）については、群馬県主要農作物種子生産事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領によるものとする。

### (検査職員)

第2 検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、普及指導員、農業技術センターの研究員等、主要農作物の種子生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する本県職員の中から知事が任命した者とする。ただし、原種ほ場及び原原種ほ場（以下「原種ほ場等」という。）に係る検査職員については、原則として試験研究機関において、原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産に従事している者又は従事したことがある者のうちから任命するものとする。

2 法施行規則（平成10年農林水産省令第83号）第24条の規定により、検査を行う当該職員の身分を示す証票は、別記様式のとおりとする。

### (検査の進め方)

第3 農業事務所長は、要綱第7に基づく検査の実施前に、検査職員、群馬県米麦大豆振興協会その他関係者により担当区域、検査方針を協議して定め、検査職員等に指示する。

2 検査職員は、検査の進め方についてあらかじめ種子生産者等（その代理人を含む。以下同じ。）及びその他関係者と協議するものとする。

### (検査の基準及び方法)

第4 検査は、栽培における検査のほか生産物における発芽率並びに異種種子、異品種種子、品種特性が変化した変異株の種子、雑草種子及び病虫害種子の混入の程度を検査するものとする。

なお、別表に定める生産等に基づく検査の基準及び方法に適合した場合は合格とし、適合しない場合は不合格とする。

### (検査の実施)

第5 検査は、種子生産者等及びその他関係者の立合いの下に行うものとする。

2 検査に当たっては、検査の基準を厳格に適用しなければならない。ただし、現状では検査の基準に適合しないものであっても、抜取り、栽培管理の改善等により検査の基準に適合すると認められる場合には、これら必要な措置を指導した後再検査を行うことができるものとする。

3 検査の結果は、様式第1号の検査野帳を作成して詳細に記録する。

4 検査職員は検査を円滑かつ適正に実施するため、次の事項について調査、勧告、助言及び指導を行うものとする。

(1) 検査前

- ア 種子の予措の方法及び苗代の管理方法
- イ 播種日又は移植日
- ウ 病虫害発生状況及び防除の方法
- エ 異種類、異品種等の個体の抜取り状況

(2) 収穫前

- ア 収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法
- イ 種子の調製用機械・施設の調整の方法

(3) 検査の終了後

- ア 検査の結果不合格と認められた種子生産ほ場等及びその生産物の処理の方法
- イ 優良な種子を生産するために改善すべき事項

(検査結果の通知及び報告)

第6 農業事務所長は、検査の結果を直ちに種子生産者等に対し、様式第2号及び第3号により通知するとともに、次の期日までに、様式第4号及び第5号による検査結果報告書を米麦畜産課長に提出するものとする。

区 分	稲 ・ 大豆	麦類
ほ場検査結果報告	11月末日	7月末日
生産物検査結果報告	2月末日	10月末日

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年産麦類種子にあつては、従前の方法による。

2 群馬県主要農作物種子審査実施要領（昭和62年4月30日付け流第2号）は廃止する。

附 則

この要領は平成31年1月15日から施行する。

附 則

この要領は令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要領は令和2年6月23日から施行する。

附 則

この要領は令和2年9月14日から施行する。

附 則

この要領は令和4年3月7日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月〇日から施行する。

別記様式

(表)

← 11cm →	
第 号  年 月 日 発行	9 cm
指 定 の 種 苗 検 査 明 書 員	
写 真	
官 職 名 氏 生 年 月 日	

(裏)

- 種苗法（抄）  
（指定種苗の集取）  
第六十二条 農林水産大臣は、その職員に、種苗業者から検査のために必要な数量の指定種苗を集取させることができる。ただし、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 2 前項の場合において種苗業者の要求があつたときは、その職員は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。
- （虚偽届出等の罪）  
第七十二条 次の各号いずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 （略）  
二 正当な理由がないのに第六十二条第一項又は第六十三条第一項の集取を拒み、妨げ、又は忌避した者  
三 （略）
- 種苗法施行令（抄）  
（都道府県が処理する事務）  
第六条 （略）  
2 法第六十二条及び第六十五条に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆の種苗に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、種苗の流通の適性化を図るため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務（広域種苗業者に関するものに限る。）を行うことを妨げない。
- 3・4 （略）

--	--

別表 検査の基準及び方法

1 基本事項

(1) 検査の対象となる種子は、次の3種類とする。

原種、原原種及び一般種子

(2) 種子生産用種子の取り扱い

ア 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者が所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認められる旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

イ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ウ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等、特別の事情を認めた場合には原原種を用いることができるものとする。

なお、災害等により、原種の供給が困難となった場合にも同様の手続きにより、一般種子を用いることができるものとする。

(3) 検査の単位

ア 栽培における検査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

イ 生産物における検査は、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出検査又はばら検査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

(4) 検査の時期及び回数

ア 栽培における検査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における検査のみでは適正な検査を実施することが困難な場合には、別の時期に検査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認し易い時期にも行わなければならない。更に検査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

検査時期 種類	第 1 期	第 2 期
稲 及 び 麦 類	出穂期	糊熟期
大 豆	開花期	成熟期

(注) 麦類は、大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。

イ 生産物における検査は、密封する直前に行う。ただし、検査上必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に検査を行うことができる。

(5) 種子の調製

ア 検査職員は、種子の調製を行うための施設・設備について、次の項目を確認しなければならない。

- (ア) 調製に当たって混種がおこらないような方法が採られていること。
- (イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。
- (ウ) 調製作業及び種子の購入、搬出に関する記録が適正に保存されていること。
- (エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。

(6) ほ場の隔離

ア 前作に種子生産が行われる作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後 1 年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子の生産が行われ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等により的確に処分している場合にはこの限りではない。

イ 隣接の同一作物のほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され十分な距離が確保されていない場合又は出穂期又は開花期が交雑が起こらない程度に異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りではない。

2 栽培における検査

(1) 基準（最高限度）

検査項目 種子 の種類	変種、異品種及 び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の 病虫害	その他の病虫害 及び気象被害	農作物の生育状況
-------------------	---------------------	----	---------------	-------------------	----------

原原種	含まないこと	小発生であること	含まないこと	20%	特に異常な生育を示していないこと
原種	〃	〃	〃	〃	〃
一般種子	〃	〃	〃	〃	〃

(注1) 変種は検査対象品種のうち変異を生じている個体とする。ただし、当該変異が、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

(注2) 雑草の小発生とは、㎡当たり2株程度の発生を指す。

(注3) 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

稲については、ばか苗病及びイネシンガレセンチュウ

麦類については、黒穂病、斑葉病、条斑病及び穀実線虫病

大豆については、ウイルス病、黒とう病及び紫斑病

## (2) 変種、異品種及び異種類の農作物の検査

全株検査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出検査に代えることができるものとする。

## (3) その他の項目の検査

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡し農作物の外観を検査し、混入、発生又は生育の程度を判定する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な検査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

## 3 生産物における検査

### (1) 基準

審査項目 種子の種類		最低限度	最高限度			
			発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子
稲	原原種	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5% (種子伝染性のものは含まないこと)
	原種	90	〃	〃	0.2	
	一般種子	90	〃	〃	0.2	
麦類	原原種	80	含まないこと	含まないこと	0.2	0.5% (種子伝染性のものは含まないこと)
	原種	80	〃	〃	0.2	

	一般種子	80	〃	〃	0.2	
大豆	原原種	80	含まないこと	含まないこと	含まないこと	10% (種子伝染性 のものは含ま ないこと)
	原種	80	〃	〃	〃	
	一般種子	80	〃	〃	〃	

(注1) 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

(注2) 発芽率は、検査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。

ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合粒の原型の1/2以下のもの並びに大豆の場合粒の原型の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

また、正常発芽粒は、稲及び麦類の場合十分かつ健全に発育した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）

2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

(注3) 異品種は、検査対象品種の純種子粒を除いた当該主要農作物の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注4）において同じ。）の純種子粒をいう。

(注4) 異種穀粒は、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

(2) 発芽率の測定方法

ア 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反覆分計400粒を用意する。

イ 測定条件

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙2枚を敷いたシャーレに蒸留水10ml	30℃	3	7	ジベレリン100ppm液に24時間浸漬 50℃7日間の乾熱処理（追加試験時）
大麦	ろ紙3枚を敷いたシャーレに蒸留水8ml	20	3	7	過酸化水素水1%液に1時間浸漬後、48時間2～5℃の低温処理（上記の方法で測定し、発芽率が低い場合は過酸化水素水1%液に48時間10℃で浸漬）
裸麦	〃	〃	〃	〃	〃

小麦	〃	〃	〃	〃	過酸化水素水 1% 液に 2 時間浸漬後、48 時間 2～5℃の低温処理
大豆	砂の中又は鹿沼土とパーミキュライトの同量を混合した土	25	5	8	

(注1) 温度は、上下 1℃の範囲に留めるとともに、発芽試験器内の乾燥に留意し、必要に応じ蒸留水を補給する。

(注2) 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

ウ 100粒2連制でテストを行い、発芽率が基準に満たない場合は追試験を100粒2連制で行う。測定結果は、平均値を用いる。

### (3) 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

#### ア 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲50g、麦類100g及び大豆500gを採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物につき分離する。

#### イ 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量する。

年産（ ） 検査野帳

ほ場所在地 郡 町 市 村 番地		生産者氏名	
		種類	
生産者住所 郡 町 市 村 番地		品 種 名	
		面 積	a
項目別 時間		第 1 期	第 2 期
検査立会人			
検査時間 及び天候	時間	時～ 時	時～ 時
	天候		
検査に対する 指定事項			
検査月日	月 日	月 日	
判定	合 否	合 否	
変種・異品種及び 異種類の農作物	甚,多,中,少,無	甚,多,中,少,無	
雑 草	甚,多,中,少,無	甚,多,中,少,無	
種子伝染病の 病 虫 害	甚,多,中,少,無	甚,多,中,少,無	
その他病虫害及 び気象被害	30% 30% 20% 10% 無 以上 以上 以下 以下	30% 30% 20% 10% 無 以上 以上 以下 以下	
生育状況	良 不良	良 不良	
概 要 (合否、判定理由)	合格 不合格	合格 不合格	

年産一般種子ほ場検査結果通知書

年 月 日

様

農業事務所長

1. 検査結果集計（検査時期： 月 日～ 月 日）

種子生産者 又は代表者 代理者	種 類 及 び 品種名	検 査 面 積	合 格 面 積	不 合 格 面 積	不 合 格 理 由 ( 面 積 実 数 )				
					変種・異品 種及び異種 類の農作物	雑 草	種子伝 染性の 病害	その他の 病虫害及び 気象被害	農作物 の生育 状況
		a	a	a	a	a	a	a	a
計									

2. 上記の詳細は別紙のとおり

年産一般種子生産物検査結果通知書

年 月 日

様

農業事務所長

1. 検査結果集計（検査時期： 月 日～ 月 日）

種子生産者 又は代表者 代理者	種 類 及 び 品種名	検 査 数 量 袋	合 格 数 量 袋	不 合 格 数 量 袋	不 合 格 理 由 (重 量 実 数)				
					発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
					袋	袋	袋	袋	袋
計									

(注) 稲で20kg/袋、小麦で30kg/袋、大麦で25kg/袋、大豆で30kg/袋換算とする。

2. 上記の詳細は別紙のとおり

年産一般種子ほ場検査結果報告書

年 月 日

米麦畜産課長 様

農業事務所長

1. 検査結果集計（検査時期： 月 日～ 月 日）

種子生産者 又は代表者 代理者	種 類 及 び 品種名	検 査 面 積	合 格 面 積	不 合 格 面 積	不 合 格 理 由 ( 面 積 実 数 )				
					変種・異品 種及び異種 類の農作物	雑 草	種子伝 染性の 病害	その他の 病虫害及び 気象被害	農作物 の生育 状況
		a	a	a	a	a	a	a	a
計									

2. 上記の詳細は別紙のとおり

年産一般種子生産物検査結果報告書

年 月 日

米麦畜産課長 様

農業事務所長

1. 検査結果集計（検査時期： 月 日～ 月 日）

種子生産者 又は代表者 代理者	種 類 及 び 品 種 名	検 査 数 量 袋	合 格 数 量 袋	不 合 格 数 量 袋	不 合 格 理 由（重 量 実 数）				
					発芽率 袋	異品種粒 袋	異種穀粒 袋	雑草種子 袋	病虫害粒 袋
計									

（注）稲で20kg/袋、小麦で30kg/袋、大麦で25kg/袋、大豆で30kg/袋換算とする。

2. 上記の詳細は別紙のとおり

